



IFRS news

February 2010

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

IFRSの年次レビュー

アカウンティング・テクニカルパートナー(‘GACS’ – PwC のグローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス)は基準設定作業の熱心なオプザバーであり、参加者です。多くのアカウンティング・テクニカルパートナーが、現行基準に対する助言を行うことに費やすのと同じくらい、長時間をIFRSがどのような方向に進んでいくのかについて考えることに費やしています。2009年は多くの人々が忘れ去りたい年であると思われるかもしれませんが、それは会計基準に携わる関係者にとっても同様でしょう。

我々はPwC GACSの3つのグローバル・トピックチームのリーダーに、2009年を振り返ってもらい、2010年における変更点、そして最後に、基準設定主体に何を望むかを質問しました。当該3つのトピック領域とは、金融商品(‘FI’ – リースと不動産を含む)、企業結合(‘BC’ – 全ての非金融資産、企業結合、ジョイント・ベンチャー、持分会計および連結)、そして、収益、負債およびその他(‘RLO’ – 表示関係全般、繰延税金、従業員給付、引当金、収益認識等)です。

2009年における自身の専門領域における会計基準設定活動を総括すると、どのようでしたか？

John Althoff (FI): 厳しかったです。多くの提案事項(討議資料(DP)と公開草案(ED)–下記の表を参照)が公表されるのに加えて、それらに対するコメント期限が短いため大変でした。IASB と FASBIには、金融商品会計を「修正」という指令が与えられ、これらを早急に、かつ出来るだけ両基準を収斂させた形で行うことが求められました。理想の世界では、金融商品等の幅広い分野の会計に対しては、単一の包括的な会計基準を実現させることを目標に、整然とした方法で取組むのですが、実際に我々が目の当たりにしたものは恐らくその正反対の状況でした。個別のアプローチ、すなわち、異なる部分が別個に議論され、短期のコメント期間で公開草案が公表されました。ただ、政治家に会計基準が与える結果に関心を持ってもらい、最善の会計基準に向けた彼らの見解を取り入れることにより、退屈だと考えられがちな会計基準設定の世界に興味深い側面を加えました。

Mary Dolson (BC): 待ちの状態です。ジョイント・ベンチャーに関する基準を待ち続けてこの1年間を無駄に過ごしたように思います。また、連結についても待ちの状態です。まるで、吹雪のロンドンでバスが一向に現れないような感じです。私たちは、企業結合や連結基準の変更が12月決算企業へ適用されるまでにも1年間待ちました。とにかく、のれん、無形資産、固定資産の減損(計上された減損、および計上されなかったがその可能性があった減損の両方)の考察に伴う作業が沢山ありました。IAS第23号「借入費用(改訂版)」の適用を定着させるための1年間でしたが、新会計基準に関しては特に動きが無く、非常に平穏な年となりました。

Tony Debell (RLO): 未完成です。主要なプロジェクトの完成はありませんでした(下記の表を参照)。全てのプロジェクトは未だ議論の最中で、ドラフト段階にあります。2010年の見通しもほぼ同じだと思われます。我々の状況は恐らく金融商品の状況とは反対で、議論のための時間がありすぎます。ただし、プロジェクトが全体論的アプローチで取組まれていないようにも感じられます。

2010年におけるIASBによる企業会計設定活動についての予想は？

FI: やはり、厳しいと思います。あるいは、別の言葉で表現した方が良いでしょうか?! 2009年よりも多くの公開草案が公表予定となっており、方向転換も速いと考えられます。第1四半期末には、金融負債の分類と測定、および、金融商品のヘッジ会計に関する公開草案が公表される可能性が高く、金融商品の分類、測定、減損およびヘッジ会計に関するFASBの提案書に対するコメントの募集(Request for Views)も行われる予定です。また、第2四半期には、負債と資本の分類、リース、認識の中止、保険、非金融項目のヘッジ会計に関する公開草案の公表が期待できます。

全てが順調に行けば第4四半期までに、金融商品の分類、測定、減損、ヘッジ会計、および公正価値測定の最終基準が公表されるでしょう。

BC: ジョイント・ベンチャーに関する基準と連結に関する基準の完成を未だに待っている状態です。ジョイント・ベンチャーに関する基準の方が公表される可能性が高いですが、IASBのウェブサイトに掲載されている作業計画の通り、第1四半期に公表されたら驚くでしょう。我々は、これらの基準はまだドラフト段階にあると考えており、現段階では3月末の公表は難しいと思います。連結に関する基準はFASBとのコンバージェンス・プロジェクトになっているため、心配して待つ必要はないと思います。2010年のクリスマスプレゼントとなるのではないのでしょうか。今年のクリスマス前の木曜日は就業日だと思います。公正価値測定に関する基準は、非金融資産の測定にも大きな影響を与えますが、FIの領域(上記参照)になります。

RLO: 今年から強制適用となる新しい基準はありません。上述のプロジェクトについては議論が行われ、完成される予定ですが、IASBの議題に追加される予定の新しい問題はありません。財務諸表作成者は、これまでに公表されたものを理解していかなければなりません。IASBが現行の実務上の問題に取り組むためIAS第12号「法人所得税」への限定的な改訂を検討していることは把握していますが、繰延税金に関する新モデルの設定がないことについては皆、安心しています。この短期間の平穏な時間は初度適用者にも歓迎されるでしょう。

各専門領域で、2010年より「新しく適用される(強制適用)」重要項目は何ですか？

FI: いくつかの比較的重要度が低い改訂と、2010年より適用となるIFRICの限定された課題がありますが、重要な金融商品基準で今年から強制適用となるものはありません。IFRS第9号「金融商品」の早期適用はEU以外では可能ですが、どれだけの企業が早期適用に興味を示すかは、第4四半期にIASBから金融商品に関する会計基準の完全版が公表されるまでは分かりません。

BC: ついに、企業結合に関する基準が適用されます。IFRS第3号(改訂版)「企業結合」は、12月決算企業はすべて2010年1月1日より、また、2010年3月31日に会計年度が終了する企業については、その日より後(4月1日以降)に発生する企業結合取引より将来に向けて適用されます。6月決算企業と9月決算企業は昨年、改訂基準を適用しました。当然ながら、非支配持分の会計処理を巡る連結基準の改訂も同じ日からの適用となります。IAS第27号(2008年改訂版)「連結及び個別財務諸表」における表示に関する規定は遡及適用されますが、測定に関する規定は概ね将来に向けて適用されます。

これらの基準は両方ともコンバージェンス・プロジェクトによるものであり、米国が適用して1年になります。この間、我々はこの問題についていくつかの洞察を得ることができ、我々のIFRSクライアントに対して、今後発生する問題の対応について準備を支援することが出来ました。損益の変動性は、IFRS第3号の変更による最大の課題のように見えますが、これは取得アプローチを更に繰り返したものであり、抜本的な変更ではありません。IAS第27号における経済的単一体アプローチへの移行は、少数株主が現在、持分参加者として取扱われることから、より大きな概念の変化となります。特に初度適用の経過措置がないことから、資本の借方と貸方が大幅に変動する可能性があります。

RLO: 2010年より強制適用となる重要な新しいガイダンスはないと思います。2010年に完成するものの、強制適用になるまでは時間の余裕のある最大のプロジェクトは、引当金、包括利益計算書に関するガイダンスの改訂と、解雇給付に関する会計処理の改訂です。IFRICはまた、IFRS第2号「株式報酬」における権利確定条件および権利確定条件以外の条件の定義についても取扱うことを決定しました。

魔法の杖を振って、IFRSに関する大きなことと小さなことを1つずつ変えられるとしたら、何を变えますか？

FI: 私の大きな望みはとても大きいので、小さな望みは差し控えます。私は、FASBとIASBが同じプロジェクトに対して、同じペースで作業して同じ結論を下し、さらにすべて同じ時期に適用を行うことによって、完全なコンバージェンスを成し遂げることを望んでいます。

BC: 大きなこと望みは、持分会計とは何であるかを決定し、その考え方にに基づき当該基準の整理をすることです。これは、基本的に金融資産であるのか、もしくは、「崩れかけた連結(collapsed consolidation)」であるのか？新しいジョイント・ベンチャーに関する基準で予想される変更により、持分会計の適用範囲が拡大されることが予想されるため、これは特に重要です。小さな望みは、昔のような単純な名称の使用が可能となることです。例えば、損益計算書、

貸借対照表、少数株主持分、また、「取得した識別可能資産および引き受けた負債の取得日における純額の譲渡対価に対する超過額」でなく、「負ののれん」とすることなどです。

RLO: 大きな望みを1つに決めたいと思いましたが、3つから絞りきれなかったので、質問は無視することにします。1つ目の望みは、規制当局と基準設定主体には、問題を複雑にするだけで議論の助けとならない権限のない見解を公表しないで、法的権利のある決定のみを公表してもらいたいということです。2つ目は、収益および負債に適用できる貸方の認識、測定および認識の中止に関する首尾一貫したモデルです。3つ目が、現行の経済を適切に反映した繰延税金の単純なモデルの設置です。

2009年のIASBの活動*

最終基準

IFRIC第14号(改訂)「IAS第19号-確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年11月 適用日: 2011年1月1日以降より開始する事業年度 EUによる承認状況: 未承認
IFRS第9号「金融商品」	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年11月 適用日: 2013年1月1日以降より開始する事業年度 EUによる承認状況: 未承認
IAS第24号(改訂)「関連当事者についての開示」	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年11月 適用日: 2011年1月1日以降より開始する事業年度 EUによる承認状況: 未承認
IAS第32号(改訂)「金融商品:表示」 - 株主割当て発行された新株予約権の分類	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年10月8日 適用日: 2010年2月1日以降より開始する事業年度 EUによる承認状況: 未承認
IFRS第2号(改訂)「株式報酬」 - 権利確定条件および取消	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年6月18日 適用日: 2010年1月1日以降より開始する事業年度 EUによる承認状況: 未承認
IFRS第2号(改訂)「株式報酬」およびIFRIC第11号(改訂)「IFRS第2号 - グループ及び自己株式取引」	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年6月18日 適用日: 2010年1月1日以降より開始する事業年度 EUによる承認状況: 未承認
IFRIC第9号(改訂)「組込デリバティブの再査定」およびIAS第39号(改訂)「金融商品:認識及び測定」- 組込デリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年3月 適用日: 2009年6月30日 EUによる承認状況: 2009年11月27日
IFRS第7号(改訂)「金融商品:開示」	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年3月 適用日: 2009年1月1日 EUによる承認状況: 2009年11月27日
IFRIC第18号「顧客からの資産の移転」	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年1月 適用日: EUは2009年10月31日以降より開始する事業年度からの適用を承認しているが、2009年7月1日以降に顧客より受領した資産の移転に対して適用される EUによる承認状況: 2009年11月27日

Exposure drafts

公開草案

IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」改訂案 - 負債	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2010年1月 コメント期間終了: 2010年4月12日
IFRS第7号「金融商品:開示」の比較情報開示に関するIFRS初度適用企業に対する限定的免除規定(IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂案)	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年11月 コメント期間終了: 2009年12月29日

金融商品:償却原価および減損	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年11月 コメント期間終了: 2010年6月30日
D25「資本性金融商品による金融負債の消滅」	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年7月 コメント期間終了: 2009年10月5日
料金規制活動	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年7月 コメント期間終了: 2009年11月20日 基準公開予定: 2010年
公正価値測定	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年5月 コメント期間終了: 2009年9月28日 基準公開予定: 2010年
IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の改訂案 - 非継続事業	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2008年9月 コメント期間終了: 2009年1月23日 基準公開予定: 2010年第1四半期
IAS第39号「金融商品:認識及び測定」およびIFRS第7号「金融商品:開示」の改訂案 - 認識の中止	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年3月 コメント期間終了: 2009年7月31日 基準公開予定: 2010年前半
法人所得税	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年3月 コメント期間終了: 2009年7月31日 基準公開予定: 2010年前半
ディスカッション・ペーパー	
負債測定における信用リスク	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2009年6月18日 コメント期間終了: 2009年9月1日 基準公開予定: 2011年
リース	<ul style="list-style-type: none"> Published: March 2009 Comment period ends: 17 July 2009 公表日: 2009年3月 コメント期間終了: 2009年7月17日
収益	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2008年12月 コメント期間終了: 2009年6月19日
表示	<ul style="list-style-type: none"> 公表日: 2008年10月 コメント期間終了: 2009年4月
* このリストは確定的なものではありません。	